

## 水道メーター検針・料金収納等業務委託業者の 元従業員による加入金等の着服について

堺市上下水道局が水道メーター検針・料金収納等業務を委託しているヴェオリア・ジエネット株式会社（以下「本件委託業者」）において、元従業員 1 名が堺市指定給水装置工事事業者（以下「工事事業者」）の方から収納した給水装置工事に係る加入金、設計審査手数料及び工事検査手数料（以下「加入金等」）を上下水道局庁舎窓口にて着服していた事案が以下のとおり発生しました。

加入金等をお支払いいただいたにもかかわらず未納扱いとなった、工事事業者の方及びその関係者のみなさまにお詫び申し上げます。

なお、金融機関の窓口で加入金等を直接お支払いいただいた方につきましては、今回の事案には該当いたしません。今後、このような事案を発生させないよう、本件委託業者に対し、業務従事者への指導・教育及び再発防止策の徹底を強く要請します。また、本市における委託業務の管理体制を強化し、再発防止策の実践状況を監督することで当該委託業務の適正な履行を確保します。

### 1 事案の概要

- (1) 発覚日時：令和 6 年 4 月 17 日（水）午前 10 時頃
- (2) 着服期間：令和 5 年 12 月下旬～令和 6 年 4 月中旬
- (3) 着服金額：2,136,700 円（21 件分）

### 2 経緯

- ・令和 6 年 4 月 17 日（水）午前 10 時頃、工事事業者が給水装置工事の検査を申し込むため、上下水道局が同工事の検査を委託している業者（以下「検査業者」）に、必要書類である加入金等の領収書写しの提出がありました。検査業者が入金情報を管理するシステム（以下「システム」）で確認したところ、未納状態となっていたため上下水道局に報告しました。
- ・同日正午頃、当該申し込みの加入金等の納入を確認するため、上下水道局職員が本件委託業者に確認したところ、公金の収納記録を管理している収納管理簿に加入金等の収納が記載されているにもかかわらず、システム上では未納状態となっていることが判明しました。
- ・その後、上下水道局において、本件委託業者に窓口での加入金等の収納業務を委託した令和 3 年 10 月から令和 6 年 4 月 12 日（金）までの収納管理簿の記載情報と、システムにおける入金情報を照合した結果、上記以外にも加入金等が未納状態となっていることが判明しました。
- ・令和 6 年 4 月 22 日（月）、上下水道局において詳細に調査した結果、2,136,700 円の加入金等（21 件）が未納状態となっていることが判明しました。

- ・同日午後 6 時頃、本件委託業者及び上下水道局職員による関係者へのヒアリングの結果、窓口で収納した加入金等の集計を担当していた従業員（4 月 23 日付で懲戒解雇）による着服が判明しました。
- ・着服により未納となっていた加入金等については、すでに本件委託業者から収納しました。
- ・令和 6 年 4 月 30 日（火）午前 9 時、本件委託業者が北堺警察署に被害の届出をしました。

### 3 着服方法

本件委託業者が窓口で収納した加入金等について、翌営業日に出納取扱金融機関へ払い込むまでの間に着服していたもの

### 4 再発防止の取組

- ・本件委託業者による窓口公金収納業務のフローを見直し、各業務実施日の業務終了後直ちに当日の収納金、収納管理簿、領収書控えの 3 点突合チェックを実施（実施済）
- ・上下水道局本庁舎南館で行っていた出納取扱金融機関への払込書の作成作業について、上下水道局本庁舎本館内で行うように運用を変更し、本件委託業者従業員及び同局職員による監視体制の強化（実施済）
- ・各業務実施日における収納管理簿の写しを本件委託業者に提出させ、同局が窓口公金収納業務で取り扱う全ての公金について収納管理簿の内容及び最終的な収納を毎日確認（実施済）
- ・本件委託業者において従業員教育を徹底
- ・本件委託業者の作業について、上下水道局による抜打ち検査を実施
- ・窓口での委託業者等による収納業務を介さない加入金等納入システムの導入（令和 7 年度）

問 い 合 わ せ 先	（着服事実に関すること）
	担 当 課：上下水道局 サービス推進部 給排水設備課 電 話：072-250-8945 ファックス：072-250-9164
	（委託契約に関すること）
	担 当 課：上下水道局 サービス推進部 事業サービス課 電 話：072-250-9110 ファックス：072-250-4299
	（公金の出納に関すること）
	担 当 課：上下水道局 サービス推進部 事業サポート課 電 話：072-250-9108 ファックス：072-250-9146